

日本産業技術教育学会 情報分科会講演規程

(平成 26 年 3 月 17 日制定)

(令和 5 年 3 月 19 日改正)

- (1) 講演申込
一般社団法人日本産業技術教育学会（以下本学会と記す）の情報分科会事務局が指定するフォームにて指定する期限までに申込み。
- (2) 講演論文提出
講演原稿（情報分科会の Web サイトから原稿フォーマットをダウンロードし、同 Web サイトの原稿執筆要項に則って執筆）を、本学会情報分科会事務局が指定する方法にて指定する期限までに提出する。
- (3) 発表者は主な所属を明記する。学生会員の場合は（院生）、（学部生）、（研究生）等の区別を講演原稿に追記する。
- (4) 講演申込の受付は、電子メールにて返信するので、確認すること。
- (5) 申込資格
口頭発表者（登壇者）は本学会会員であり、かつ当該年度の学会会費を納入していること。
招待（依頼）講演の発表者は本学会会員であることを要しないが、第 1 著者として本学会に論文投稿を行うことができない。
- (6) 講演内容
情報に関する研究・教育実践に関する発表。講演内容は未発表のものに限る。
- (7) 講演時間
発表時間は 15 分、質疑時間は 5 分（発表件数により変更することがある）。
- (8) 本学会会費
本学会事務局の指定に従うこと。（<https://www.jste.jp/main/>を参照のこと。）
- (9) 研究発表会参加費
本学会情報分科会事務局が指定する方法で情報分科会参加費を納入する。参加費納入者には、情報分科会終了時まで電子版の講演論文集を 1 冊配布する。
- (10) 当日キャンセルについて
事情により口頭発表等を当日キャンセルする場合は、必ず情報分科会事務局にメールにて連絡すること。キャンセルした発表内容は、論文として投稿できない。
また、キャンセルされた口頭発表は、キャンセルした旨を本学会学会誌ならびに情報分科会の Web サイト上で明記する。
- (11) 著作権について
講演論文集について、以下の事項をすべて承諾したものとする。
 - ① 著者は、当該著作物の著作権を本学会へ譲渡する。
 - ② 譲渡された著作物は、本学会著作権規定及び倫理綱領に従うものとする。
- (12) 情報分科会学生優秀発表賞について
学生会員が口頭発表者（登壇者）の発表は、座長等の評価を基に情報分科会代表を主査とする情報分科会学生優秀発表賞審査委員会の議を経て、優秀な発表を表彰する。
- (13) 注意事項
下記に該当する場合は、理由の如何に関わらず講演申込ならびに講演原稿を受理しない。
 - ① 本学会会員以外の者が口頭発表者（登壇者）になっているもの。ただし、招待（依頼）講演にあつてはこの限りではない。
 - ② 当該年度の本学会会費が未納の場合。ただし、招待（依頼）講演にあつてはこの限りではない。
 - ③ 講演申込に不備があるもの。
 - ④ 講演原稿が原稿フォーマットに従っていないもの。原稿が不完全なもの。
 - ⑤ 期限までに講演申込または講演原稿が提出されなかったもの。
 - ⑥ 講演内容が本学会ならびに情報分科会に不利益を及ぼすと思われるもの。

（本規程は平成 26 年 3 月 17 日より施行する。）

（本規程は令和 5 年 3 月 19 日より施行する。）